

日本クマネットワーク旅費に関する内規

2024年12月22日総会にて承認

(目的)

この内規は、日本クマネットワークの活動・事業に際し、支給できる旅費等の取り扱いについて定めるものとする。

(支給対象となる活動・事業)

- 1) 日本クマネットワークが主催、共催する総会、シンポジウム
- 2) 日本クマネットワークの委員会、地区会が主催するイベント、ワークショップ
- 3) 日本クマネットワークの学生部会が主催するイベント
- 4) 日本クマネットワーククマ基金の助成を受けた活動
- 5) その他、代表が認めた活動

(支給の対象者)

- 1) 支給対象となる活動・事業の運営を行う役員
- 2) 支給対象となる活動・事業の運営を行う会員、非会員で代表、副代表、事務局長が認めた者

(支出する経費の種類や範囲)

以下に定める費用を上限として支出できるが、各活動・事業の予算の範囲で調整を行う。

- 1) 旅費は交通費及び宿泊費とし、その額は【別表1】、【別表2】、【別表3】のとおりとする。
- 2) その他経費（駐車料金等）は活動の遂行に関して要した費用の実費とする。

(交通費の計算)

- 1) 経済的かつ適正な交通手段による実費を支給する。
- 2) 公共交通機関の場合は実際に支払った金額とし、【別表1】の金額で計算し支給する。
- 3) 自家用車の場合は、自家用車交通費を【別表3】の金額で計算し支給する。
- 4) やむを得ない場合を除いてはタクシーの利用は認められない。

(宿泊費の計算)

- 1) 宿泊が必要と認められる場合、【別表2】の金額で宿泊費を支給する。
- 2) 原則として活動が複数日に渡る場合に宿泊を認めるが、活動が深夜または早朝で、移動が困難と認められる場合は前泊・後泊を認める。
- 3) 代表、副代表、事務局がやむをえないと判断した場合は、規定金額を超えて実費を支給する。
- 4) 以下の場合は宿泊が伴っても宿泊費を支給しない。
 - ① 講師派遣などにより依頼元が宿泊費を負担した場合
 - ② 寝台車、夜行の電車・バス・船舶などを利用した場合

(その他)

上記に定めのない事項については、代表、副代表、事務局長に諮って別に定める。

附則

1. 本内規は、2025年4月1日から施行する。

【別表1】交通費

交通費（公共交通機関）						
移動距離 （片道）	JR	新幹線	私鉄	バス（高速 バスを 含む）	フェリー	飛行機
100km 未満	運賃		普通運賃	運賃	2等運賃	
100km 以上	運賃+特急 +指定席	運賃+指定席	運賃+特急+ 指定席	運賃	2等運賃	エコノミー 運賃

【別表2】宿泊費

宿泊費	
甲地	乙地
10,000 円	8,000 円

甲地：東京都 23 区、さいたま市、千葉市、横浜市、川崎市、相模原市、札幌市、名古屋市、京都市、大阪市、堺市、神戸市、広島市、福岡市

乙地：甲地以外の地

【別表3】自家用車交通費

交通費（自家用車利用）			
移動距離（片道）	ガソリン代	高速道路料金	駐車料金
50km 未満	17 円/km		実費
50km 以上	17 円/km	実費	実費